

☆ 作業所の基本ルール

(株)傳刀組の工事施工における安全衛生管理については、既に提出して頂いた「就業管理及び安全衛生管理に関する誓約書」の各事項を作業員に伝達ご指導されている事とは存知ますが、更に重ねて「誓約」内容と当社安全衛生社内規則並びに下記事項を貴社および再下請業者の「送り出し教育」および「新規入場者教育」等にて関係作業員に周知徹底をお願いいたします。

* 朝礼は全員参加。(無断で作業を開始することは厳禁です)

朝礼の欠席・遅刻は必ず事前に連絡すること。連絡なく欠席・遅刻の場合は当日の入場はできません。作業場所への入場は「a 日報」に作業員全員が署名をし、作業所長か作業所安全担当者の確認の後、作業開始許可を得てからです。

連絡の上、欠席・遅刻した場合には必ず作業所長か作業所安全担当者に「a 日報」を提出し作業許可を得てから作業場所に入ってください。

それまで当該業者の全作業員は休憩所等に待機しててください。

■ a 日報 とは

a 日報は作業開始前に各業者の安全衛生責任者（職長）が中心となって行う毎日のリスクアセスメント（危険予知活動）・作業内容の確認・安全作業指示・全員の体調確認・資格確認等の内容を一枚の日報にまとめたものです。各業者毎に全員が参加し内容を確認の上、各自が署名したものを作業所長に提出し作業開始の許可を受け作業に入ります。

もしも内容に不備があった場合には訂正の後、再度作業所長の確認を得て作業開始の許可が出るまでは作業はできません。つまり、a 日報は作業所における通行手形だにご理解ください。

* 輪止めの徹底を

工事関係車両は、指定された駐車場及び作業所内に駐車する場合には、平坦地でも必ず輪止めをしてください。未設置の場合は所定のペナルティが科されます。

（即時作業中止、厳重注意 是正等）

◇ 工事関係車両輪止めに関する「駐車」の定義

輪止めをしなければならない「駐車」状態とは車両を停車し、運転手が車外に出て施錠した状態、若しくは運転席から約3m以上離れる場合、あるいは運転手が車外で作業等をしている状態をいいます。

*** 保護具安全装置完全使用（未使用の場合は即時作業中止、是正、等となります。）**

安全帯 = 安全帯は2 m以上の高所作業、開口部周り、その他墜落転落の危険性がある場所、使用を指示された場所は完全使用です。

保護帽 = 保護帽は事務所、休憩所以外では完全着用してください。屋内作業でも作業所長の許可がある場合以外は完全着用です。

保護メガネ・保護マスク = 粉塵・アーク・飛散物等が発生する作業場所では、該当作業を行う作業員はもちろんですが、周囲の作業員も完全使用、若しくは安全な位置まで退避させてください。

その他、作業の状況に応じて適切な保護具・安全装置を確実に使用してください。

*** 高さ2 m以上の脚立は持込禁止です。**

*** 半袖、半ズボンでの作業は禁止です。**

*** 喫煙は所定の場所以外禁止です。事務所・休憩所等の室内、及び関係車両の周囲でも禁止です。**

*** 作業所への資機材の搬入は事前に作業所長の許可を得てください。（宅配便・備車を利用する場合についても同様です。なお、この場合の荷物の受領は貴社の責任において行ってください。また、ヘルメット着装・輪止め実施・半袖禁止等のルールを了承させてください。）**

*** 屋外での屋内用電工ドラムの使用は禁止です。最初から持ち込まないように注意してください。**

*** トイレは常時清潔な状態を維持しなければなりません。使用後は直ちに点検をして、万一、汚してしまった時には即座に後始末・清掃をしてください。**

*** その他、各作業所のルールを遵守してください。**